

## 規制シート(様式)

190189700290001

平成28年12月27日

規制の名称	砂防指定地の管理	所管府省	国土交通省
根拠法令等	砂防法(明治30年法律第29号)	担当局課等及び 作成責任者の 役職・氏名	水管理・国土保全局 砂防部 砂防計画課長 栗原淳一
規制目的	土砂の生産を抑制し、流送土砂の合理的な処理を行うことにより、水害等の主要な原因を形成している土砂の流出による河床の上昇等を防止することを目的とする。		
規制内容の概要	砂防指定地において都道府県が治水上砂防のため条例で定める行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。	関連する予算	—
規制の最近の 改廃経緯	—	関連する 政策評価結果	—
規制を維持、改革 又は新設する理由	砂防指定地は、砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止・制限すべき土地を指定するものであって、砂防工事を施行し、砂防設備を維持管理し、一定行為を禁止制限することにより、土砂災害を防止するものである。 このため、土砂の生産を抑制し、流送土砂の合理的な処理を行うことにより土砂災害を防止するためには、砂防指定地の適切な管理が引き続き必要である。	規制の維持、改革 又は新設の別	維持
(規制を改革する場合 の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		